国有財産時効取得確認申請書の手引き

財務省東海財務局津財務事務所

《平成 25 年 11 月改訂》

時効取得確認申請にあたっては、次の書類が必要となります。

番号	書類の内容	部数	個人	法人等
1	時効取得確認申請書		□	□
2	住民票及び印鑑証明書		□	
3	法人登記事項証明書及び印鑑証明書			□
4	申請物件の占有経緯明細書		□	□
5	証明書：隣接土地所有者の同意書 （印鑑証明書添付）		□	□
6	位置図		□	□
7	案内図		□	□
8	現況平面図（配置図または利用計画書）		□	□
9	公図等		□	□
10	旧公図（写）		□	□
11	地積測量図及び土地所在図	2	□	□
12	隣接本番土地の全部事項証明書		□	□
13	現況写真		□	□
14	その他財務局が必要と認める書類			

（注）部数空欄は各１部です。

国有財産時効取得確認申請書の作成にあたっては次の点に留意願います。

１．国有財産時効取得確認申請について

（１）津財務事務所限りで時効確認の処理可能な財産は、畦畔に限ります。

（２）畦畔の定義

畦畔とは、田・畑等の耕地の間にある「あぜ」「のり地」のことをいいます。隣接本番土地が「山林」「雑種地」等「田」「畑」以外の地目に付随する白地は脱落地となります。

（３）隣接本番土地の現況及び登記簿地目が山林、原野の場合は、処理できません。

２．申請に必要な書類

（１）国有財産時効取得確認申請書（様式 1）

① 定められた様式に申請者の住所・氏名を正確に記入し、実印を押印してください。

② 取得時効の根拠法令

・民法 162 条

第 1 項・・・20 年間所有の意思を以て平穏且公然に他人の物を占有したる者はその所有権を取得す。

第 2 項・・・10 年間所有の意思を以て平穏且公然に他人の不動産を占有したる者がその占有の始善意にして且過失なかりしときはその不動産の所有権を取得す。

【注意】 第 2 項の適用は、原則として占有開始の原因が自作農創設特別措置法の規定による売り渡し（農地法による売り渡しも含む）を受け、その当時者が引き続き 10 年以上所有していた場合に限ります。

③「所在地」欄・・占有の態様及び占有の経緯が異なる場合は、異なるごとに分割して記入し、隣接本番土地の地先で表示してください。

④「区分」欄・・・土地と記入してください。

⑤「種目」欄・・・隣接本番土地の現況態様に即して記入してください（地目ではありません）。

⑥「数量」欄・・・地積測量図に基づき小数点以下 2 位まで記入してください。

⑦ 国有財産時効取得確認申請書の下段に、作成者（行政書士等）の住所、氏名、担当者、連絡先を必ず明記のうえ、職印を押印してください。

（２）住民票及び印鑑証明書（申請者が個人の場合）

① 発行後 3 ヶ月以内のものを添付してください。

② 申請書提出後住所等変更のあった場合は、速やかに差し替えてください。

（３）商業登記簿抄本又は資格証明書及び印鑑証明書（申請者が法人の場合）

① 発行後 3 ヶ月以内のものを添付してください。

② 申請書提出後変更のあった場合は速やかに差し替えてください。

（４）申請物件の占有経緯明細書（様式 2）

① 申請物件の占有経緯明細書は、申請時から 20 年以上前からの占有経緯が確認できるよう、申請地の筆毎に作成してください。

② 番号は、申請書に記載した財産の表示番号と合わせてください。

③ 占有の経緯欄・・・次の内容により、該当事由を○で囲んでください。

イ．自己継続所有

申請者が占有を開始した時点（隣接本番土地を取得した時点）から現在まで 20 年以上引き続き占有していることをいいます。

ロ．前主（旧主）の承継

申請者以外の者が占有を開始し、申請者がその占有を承継（隣接本番土地を取得）し、引き続き 20 年以上占有していることをいいます。

ハ．自創法売渡

占有開始者が自作農創設特別措置法により国からの売渡により占有を開始し、且 10 年以上にわたり占有開始者が同一用途で占有してきたものを、現在も申請者（転得者を含む）が占有していることをいいます。

④ 占有の態様及び経緯欄は、*いつ*（隣接本番土地の取得日、同原因）、*誰が*（隣接本番土地の所有者）、*どのように*（利用状況）占有してきたかを明記し、分筆・合筆等により隣接本番土地が変わった場合はその旨を記載し、記載内容が確認できる全部事項証明書、土地登記簿、旧表題部又は旧土地台帳等を添付してください。

〔隣接本番土地の区分及び表示の記載例〕

申請者 111 番（水田） S.22.10.2 自創法	申請者 112 番（水田） S35.5.3 贈与 H8.7.3 売買	申請者 113 番（住宅敷地） S35.5.3 贈与 H8.7.3 売買	申請者 114 番（住宅敷地） S36.9.4 売買
111 番地先	112 番地先	113 番地先	114 番地先
申請者 211 番（水田） S.22.10.2 自創法	申請者 212 番（水田） S35.5.3 贈与 H8.7.3 売買	申請者 213 番（住宅敷地） S35.5.3 贈与 H8.7.3 売買	申請者 214 番（住宅敷地） S36.9.4 売買
記載例①	記載例②	記載例③	記載例④

※（ ）は、占有の態様（現在の利用状況）です。

・111 番地先と 112 番地先・・占有の態様は 111 番（水田）と 112 番（水田）と同じですが、占有の経緯が 111 番（S22.10.2　自創法）、112 番（S35.5.3　贈与、H8.7.3　売買）と異なります。

・112 番地先と 113 番地先・・占有の経緯は 112 番、113 番共（S35.5.3　贈与、H8.7.3 売買）と同じですが、占有の態様が 112 番（水田）と 113 番（住宅敷地）と異なります。

● 同一申請者ですが、隣接本番土地の占有の経緯または占有の態様が異なりますので、申請畦畔は、①111 番地先　②112 番地先　③113 番地先　④114 番地先の合計 4 筆に区分し、占有経緯明細書に記載することとなります。

（５）証明書（隣接土地所有者の同意書）（様式 3）

① 申請畦畔（筆を分割して申請する場合は申請部分にかかる筆全部）に隣接（点接を含む）する土地所有者の同意を得てください。

② 証明書には、隣接土地所有者本人が自署・押印（実印：印鑑証明書添付）し、公図及び地積測量図等境界を確定した図面を添付のうえ、割印してください。

③ 隣接土地所有者が死亡し相続登記が未了の場合は、原則として、相続人全員の同意が必要です。ただし、相続人代表者がその土地に住居を構えている等その土地を管理していることが明確である場合には、相続人代表者の自署・押印（実印・印鑑証明書添付）した確約書を添付することにより、証明することも可能です。

④ 隣接土地所有者が共有名義の場合は、共有者全員の同意が必要です。

⑤ 申請畦畔以外の畦畔のうち、申請畦畔の対側地となる点については、畦畔の幅を示す数値又は座標を明記した図面を添付のうえ、割印して土地所有者の同意を得て下さい。但し、畦畔の幅を示す数値又は座標を明記された図面で過去に境界確定が行われていれば、本境界確定協議書等の写しに調査者（土地家屋調査士等）氏名を記入・押印し、添付することで証明書の省略が可能です。

（例）

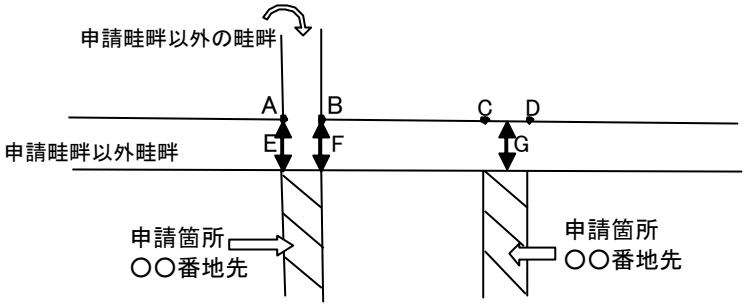

A・B・C・Dの座標値を記入するか
E・F・Gの幅を示す数値を記入して下さい。

（６）位置図

原則として縮尺 1/10,000～1/25,000 の市街図の写し（大きさは A サイズ）に、申請物件の所在地を明示してください。

（７）案内図

原則として、住宅地図の写し（大きさは A サイズ）に、申請物件の所在地を明示してください。

（８）現況平面図（配置図または利用計画書）

① 利用状況又は利用計画を具体的に記載（大きさは A サイズ）してください。

② 図面には、利用範囲（一体利用地）を緑線で表示し、構造物の位置を明示のうえ、申請地の位置を黄色で表示してください。

③　図面には、所在、縮尺、方位を記載してください。

④　申請書に添付した現況写真の撮影位置及び撮影方向を明示してください。

（９）公図等

①　法務局備付の公図又は不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図（以下「公図等」という）を謄写（複写も可）し、申請書に添付してください。

②　公図等には、申請人所有土地及び隣接土地のすべてが表示されていること（字界等により公図等が複数枚になる場合は、公図接合図を作製）を確認のうえ、申請人所有土地（一体利用地）を明示（緑色で囲む）し、隣接土地所有者を明記してください。

③　申請畦畔の範囲を朱色で塗り、明確に表示してください。

④　公図等には、備付法務局名、調査年月日、地図番号、方位及び縮尺並びに、各筆の地目、数量、取得年月日、取得原因及び所有者を記載のうえ、調査者（土地家屋調査士等）氏名を必ず記入し押印してください。（必要に応じ別紙に記入することも可能です。）

（10）旧公図（写）

①　法務局備付の旧公図を謄写（複写も可）し、旧公図に着色もしくは幅員の書き込みのある場合は、そのとおり着色、書き込みのうえ、添付してください。

②　旧公図（写）には、調査年月日及び調査者（土地家屋調査士等）氏名を記入し押印してください。

（11）地積測量図及び土地所在図

①　地積測量図及び土地所在図（以下「地積測量図等」という）は、時効取得確認後、法務局において土地の表示及び所有権保存の登記が可能な図面を作製してください。（申請書提出前に法務局と協議してください。）

②　地積測量図等の土地の所在は、隣接本番土地地番の地先で表示してください。

③　地積測量図等は、現況が宅地と田のように 1 筆の土地に 2 以上の利用形態がある場合は、利用形態毎に分けるとともに、隣接本番土地が売買・相続等取得経緯が異なるものについてもそれぞれの経緯別に筆を分けて申請してください。

④　地積測量図等は、公図等を参考に隣接土地との境界を確認したうえで作製してください。ただし、隣接土地が測量を行い、実測で登記が行われている場合は、その成果を基に作製してください。

⑤　地積測量図等には、申請畦畔の隣接土地の地番を表示してください。

⑥　地積測量図等には、縮尺の誤り・計算のミス等がないよう検尺・検算を励行してください。

（12）全部事項証明書

①　申請者が所有する隣接本番土地の全部事項証明書又は不動産登記簿謄本（写）《発行後 3 ヶ月以内》を添付してください。

②　隣接本番土地の全部事項証明書等の表題部の地目欄において「田」又は「畑」（以下「農地」という）が確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本（写）もしくは旧土地台帳（写）により、元農地であったことがわかる資料を添付してください。元農地であったかどうか不明の場合には、時効取得確認ができません。

③　隣接本番土地の全部事項証明書において、占有開始年月日から申請時まで 20 年以上（もしくは民法 162 条第 2 項による申請の場合は 10 年以上）の占有・管理が確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本（写）もしくは旧土地台帳（写）等を添付してください。

（13）現況写真

①　申請畦畔及び一体利用地の全景及び近景写真を添付し、現況平面図に撮影位置及び撮影方向を明示してください。

②　現況写真には、申請畦畔を朱線で明示してください。

（14）その他

そのほか、財務局が必要と認める書類の添付をお願いする場合があります。

３．様式

様式１　国有財産時効取得確認申請書

様式２　申請物件の占有経緯明細書

様式３　証明書

様式１

平成　　年　　月　　日

東海財務局長 殿

申請者　住　所　〒
（フリガナ）
氏　名　　実印
電話番号

国有財産時効取得確認申請書

私が占有している下記の財産については、民法第 162 条第　　項の規定に基づく時効取得が完成し、すでに私の所有物となっていると思われますので、その旨を確認していただきたく、証拠資料を添えて申請します。

記

１．財産の表示

番号	所　在　地	区 分	種 目	数 量（㎡）	備 考
合　計					

２．占有開始の時期
３．占有開始者の住所・氏名
４．占有開始及び現在の占有までに至る間の経緯
５．占有及び利用の状況
　　} 別紙占有経緯明細書のとおり

作成者　住　所　〒
氏　名　　職印
電話番号
担当者

様式２

申請物件の占有経緯明細書

番号（　　）

申　請　地	（所在地）　　（数量） ㎡	
隣接本番土地		
占有開始年月日		
占有開始時の所有者 住所 氏名	（住所）　　（氏名）	
占有の態様及び占有の経緯	イ．自己継続所有　ロ．前主（旧主）の承継　ハ．自創法売渡	
	造成年月日	
	建物建築年月日	
占有及び利用の状況		

様式３

証　明　書

所 在 地

数　　量

上記の土地は、私の土地に隣接していますが、私の所有地でなく、かつ占有もしていないことを証明します。

なお、境界についても別添公図写、地積測量図のとおりであることを確認します。

平成　　年　　月　　日

隣　接　土　地			所　有　者	
所 在 地	地 目	数量(㎡)	住 所 ・ 氏 名	実 印

（印鑑証明書添付）

様式２

『記載例　①　』自創法売渡

申請物件の占有経緯明細書

番号（　　）

申　請　地	（所在地） ○○市××町字△△111 番地先	（数量） 18.65 ㎡
隣接本番土地	○○市××町字△△111 番	
占有開始年月日	昭和 22 年 10 月 2 日	
占有開始時の所有者 住所 氏名	（住所） ▼▼市□□町■■番地	（氏名） 財務省一
占有の態様及び占有の経緯	イ．自己継続所有　ロ．前主（旧主）の承継　(ハ.)　自創法売渡	
	申請地の隣接本番土地である○○市××町字△△111 番の土地を昭和 22 年 10 月 2 日に自創法売渡により▼▼市□□町■■番地の財務省一が所有権を取得し隣接する申請地と一体で水田として占有を開始し、現在まで引き続き水田として占有管理してきたものです。 この間、付近住民等からは、一切の疑義をはさまれることなく、平穏かつ公然と占有しているものです。	
	造成年月日	――
	建物建築年月日	――
占有及び利用の状況	水田	

様式２

『記載例　②　』前主（旧主）の承継

申請物件の占有経緯明細書

番号（　　）

申　請　地	（所在地） ○○市××町字△△112 番地先	（数量） 21.89 ㎡
隣接本番土地	○○市××町字△△112 番	
占有開始年月日	昭和 35 年 5 月 3 日	
占有開始時の所有者 住所 氏名	（住所） ○○市▼▼町●●番地	（氏名） 大蔵太一
占有の態様及び占有の経緯	イ．自己継続所有　(ロ．)前主（旧主）の承継　ハ．自創法売渡	
	申請地の隣接本番土地である○○市××町字△△112 番の土地を昭和 35 年 5 月 3 日に贈与により○○市▼▼町●●番地の大蔵太一が所有権を取得し隣接する申請地と一体で水田として占有を開始しました。 その後、隣接本番土地を、平成 8 年 7 月 3 日売買により○○市××町 213 番地の財務省一が所有権を取得し、前主同様申請地を含め水田として現在まで引き続き占有管理してきたものです。 この間、付近住民等からは、一切の疑義をはさまれることなく、平穏かつ公然と占有しているものです。	
	造成年月日	―
	建物建築年月日	―
占有及び利用の状況	水田	

様式２

『記載例　③　』前主（旧主）の承継

申請物件の占有経緯明細書

番号（　　）

申　請　地	（所在地）　○○市××町字△△113 番地先　（数量）　26.98 ㎡
隣接本番土地	○○市××町字△△113 番
占有開始年月日	昭和 35 年 5 月 3 日
占有開始時の所有者 住所 氏名	（住所）　○○市▼▼町●●番地　（氏名）　大蔵太一
占有の態様及び占有の経緯	イ．自己継続所有　(ロ．)前主（旧主）の承継　ハ．自創法売渡
	申請地の隣接本番土地である○○市××町字△△113 番の土地を昭和 35 年 5 月 3 日に贈与により○○市▼▼町●●番地の大蔵太一が所有権を取得し隣接する申請地と一体で水田として占有を開始しました。 その後、隣接本番土地を、平成 8 年 7 月 3 日売買により○○市××町 213 番地の財務省一が所有権を取得し、前主同様申請地を含め水田として占有してきました。 その後、隣接本番土地の宅地造成に伴い、平成 12 年 10 月 24 日に宅地に地目変更し、申請地を含め住宅敷地として現在まで引き続き占有管理してきたものです。 この間、付近住民等からは、一切の疑義をはさまれることなく、平穏かつ公然と占有しているものです。
	造成年月日：不詳
	建物建築年月日：平成 12 年 10 月 24 日
占有及び利用の状況	住宅敷地

様式２

『記載例　④　』自己継続所有

申請物件の占有経緯明細書

番号（　　）

申　請　地	（所在地） ○○市××町字△△114 番地先	（数量） 15.67 ㎡
隣接本番土地	○○市××町字△△114 番	
占有開始年月日	昭和 36 年 9 月 4 日	
占有開始時の所有者 住所 氏名	（住所） ○○市××町 213 番地	（氏名） 財務省一
占有の態様及び占有の経緯	(イ.)自己継続所有　ロ．前主（旧主）の承継　ハ．自創法売渡	
	申請地の隣接本番土地である○○市××町字△△114 番の土地を昭和 36 年 9 月 4 日に売買により○○市××町 213 番地の財務省一が所有権を取得し隣接する申請地と一体で水田として占有を開始しました。 その後、隣接本番土地の宅地造成に伴い、平成 12 年 10 月 24 日に宅地に地目変更し、申請地を含め住宅敷地として現在まで引き続き占有管理してきたものです。 この間、付近住民等からは、一切の疑義をはさまれることなく、平穏かつ公然と占有しているものです。	
	造成年月日	不詳
	建物建築年月日	平成 12 年 10 月 24 日
占有及び利用の状況	住宅敷地	

〔問い合わせ先〕

〒514-8560　津市桜橋 2 丁目 129 番地

財務省東海財務局津財務事務所　管財課

TEL.059-225-7225